

平成 31 年 4 月 4 日

会員各位

協同組合近畿整骨師会
理事長 田村公伸
保険部長 川本大作

— 保 險 部 連 絡 —

子ども医療費制度の対象年齢の拡大について（かつらぎ町）

平素は本会運営に御協力を賜り誠に有難うございます

さて、平成 31 年 4 月 3 日付でかつらぎ町役場健康巢新課長より【こども医療費制度の対象年齢の拡大について】制度改正された旨、医療機関等へ通知されました

記

期日	子ども医療対象年齢
平成 31 年 3 月 31 日まで	0 歳～15 歳に達する最初の 3 月 31 日まで（中学校卒業年齢）
平成 31 年 4 月 1 日以降	0 歳から 18 歳に達する最初の 3 月 31 日まで（高校卒業年齢）

※平成 31 年 4 月 1 日以降に対象となる子どもについては、受給資格証交付申請書の提出が必要となるため、受給資格証の発行が 4 月 1 日以降になる場合があります

その場合は、自己負担をいただき、領収証による役場窓口への申請により償還払い（保険診療分のみ）の対応となります

※学校管理下におけるケガ等の治療についてはスポーツ保険の対象となります。その場合は子ども医療を使わず自己負担の上、後日スポーツ保険の申請をしていただくこととなります

会員各位におかれましては熟読のうえ取扱いに際し遺漏なきよう宜しくお願いいたします
また、通知文書は本会 HP へ掲載しておりますので不明な点の問い合わせ先なども含めご確認いただきますようお願いいたします